

## 生物多様性あつぎ戦略庁内推進委員会設置規程

### (目的)

第1条 生物多様性あつぎ戦略に基づき、本市の生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進するため、生物多様性あつぎ戦略庁内推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生物多様性あつぎ戦略の推進及び改定に関すること。
- (2) 厚木市里地里山保全等促進計画の推進及び改定に関すること。
- (3) その他戦略の推進に関し必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会の委員は、別表に掲げる者をもって組織する。

2 委員会にリーダー及びサブリーダーを置き、リーダーには環境政策課長を、サブリーダーは農業政策課長をもって充てる。

### (リーダー等の職務)

第4条 リーダーは、会務を総理し、会議の議長となる。

2 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じてリーダーが招集する。

2 リーダーは、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、生物多様性主管課において処理する。

### (委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、リーダーが委員会に諮って定める。

### 附 則

この規程は、平成25年6月3日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、平成29年8月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

### 附 則

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

## 別表（第3条関係）

役職名	職名等
リーダー	環境政策課長
サブリーダー	農業政策課長
委員	企画政策課長
委員	農林・鳥獣対策担当課長
委員	観光振興課長
委員	都市計画課長
委員	河川ふれあい課長
委員	公園緑地課長
委員	まちづくり推進課長
委員	幹線市道担当課長
委員	教育指導課長
委員	文化財保護課長